

## 平成 28 年度 第 1 回仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会 議事要旨

### I 会議概要

1. 日 時 平成 28 年 10 月 20 日（木）10:00～12:00
2. 場 所 仙台市経済局第 1 会議室（仙台役所表小路仮庁舎 9 階）
3. 出席委員 4 名  
志賀 秀一，白鳥裕之，藤本雅彦，宮原育子
4. 説明者 事務局：経済局産業政策部企業立地課  
申請者：株式会社ギグス
5. 審議事項 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定申請事業に関する審議  
対象事業：株式会社ギグス（仙台 GIGS）
6. その他 傍聴者・報道機関 なし

### II 議事要旨

#### 1. 定足数の確認

委員 5 名中 4 名の出席となり，委員会開催の定足数を満たすことを確認。

#### 2. 委員長及び副委員長の選任

仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会設置要綱第 4 条に基づき，互選により藤本委員を委員長，志賀委員を副委員長に選任。

#### 3. 委員会の公開の可否の決定

審議事項に関する情報が，仙台市情報公開条例第 7 条第 3 項のイの規定に該当すると判断されることから，本委員会を「非公開」とすることを決定。

#### 4. 議事録署名の決定

白鳥委員を議事録署名人として指名。

#### 5. 審査対象事業および審査方法等の確認

事務局から審査対象事業の概要について説明を行った。また，審査方法については，各委員において「事業内容及び継続性」「集客力」「地域産業への貢献度」等の評価項目ごとに評価を行った後，総合評価を行うことを確認。

## 6. 申請者からの概要説明及び質疑応答

(申請者からの概要説明)

- 仙台 GIGS は、都市再生推進法人である一般社団法人荒井タウンマネジメントが計画する荒井のまちづくりにおける“にぎわい創出事業”の一環として整備する。
- 施設の建設地は地下鉄東西線荒井駅前の商業区域。2012 年の Zepp 仙台的撤退後、同規模施設のニーズが非常に多いことから、Zepp をモデルとした施設を検討した。
- 音楽ライブによる稼働をメインとしながら、演劇などにも対応できることが特徴。「施設利用者に利益が残り、使い勝手の良い会場であること」が本施設の強み。
- 仙台 PIT (収容数 1,200 名) が開業したものの、よりキャパシティが大きい施設の需要は続いている。音楽シーンで活躍する一流どころのライブ会場としては 1,500 名キャパが求められる。
- 東西線を利用したアクセスの良さを売りに、関東、東北など広域からの集客を見込むことはもちろん、荒井のまちづくりや地元の若者の活動の場としての利用も想定している。

(委員からの質疑応答)

〔委員〕 荒井においてどのようなまちづくりを進めていくのか？

【申請者】 音楽ばかりでなく演劇、パフォーマンスなどを通じて、仙台が国際的に通用するためのまちづくりを進めていく。また、まち全体のエネルギー消費を効率化するためのエネルギーマネジメントとも連動し事業を行っていく。

〔委員〕 事業展開していく上での強みは何か？

【申請者】 複数の流通会社、数十の制作会社とのパイプを活かした多方面へのネットワークを有すること。また施設単体ではなく、荒井のまち全体の施設と一体となったイベントを実施できることも特色である。

〔委員〕 市内から幅広く集客するため、どのように仕掛けていくのか？

【申請者】 東西南北の都市軸を活用する。市内の類似施設と連携したライブサーキット等を企画する。

〔委員〕 地域の催事のような小規模なイベントにも対応できる工夫はあるのか？

【申請者】 ホール内に間仕切りを設けて空間づくりを行うことができる。また、床面がフラットで屋内水道設備もあることから、子供向けのイベントや宴会などでの使い勝手にも対応している。

〔委員〕 どのようにして施設の稼働を確保していくのか？

【申請者】 稼働日数自体はかなり保守的に見込んでいる。稼働の内訳としても一般的な貸館業務ばかりではなく、稼働日の 3 分の 1 程度の自主興行も行う。

〔委員〕 興業の確保のためにどのようなマーケティングを行っていくのか？

【申請者】 地元プロモーター数社と業務提携を行う。また、独自のルートを活かし地元工業会等のイベントも引っ張ってくる。

〔委員〕 市内中心部ではなく郊外に立地することによる運営への影響はないのか？

【申請者】 街中はアクセスが良いが、その分施設の運営コストがかさむ。郊外のほうが施設利用料を安く提供することができるとともに、近隣への影響を考慮した催事への制約も少ない。また、アクセスの利便性を考慮し、公共交通機関以外の車で来場者向けに隣接の商業施設に駐車場を確保する予定である。

## 7. 審議

委員による意見交換の後、各委員において評価を行った結果、総合評価は3名がA評価、1名がB評価となった。そして評価結果をすまえた委員の合議により、マーケティングと運営体制に関してより一層の検討を求めることを付帯意見として付すことで選定結果を可とすることを決定した。

## 8. 議事録の取扱い

審議内容に関しては、情報公開条例に基づく非開示理由に該当しないこととなった段階で、事前に委員の確認を経た上で公開することを決定。

(議事終了)